

## 第 89 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 27 日（木）14 時 00 分～16 時 20 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、柴田真里、竹内由美、玉置久、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
  - (2) 実施機関の職員  
市長室広報戦略部広報課担当課長  
保健福祉局高齢福祉部介護保険課担当課長  
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長  
環境局環境保全部環境保全指導課担当課長  
経済観光局農政部西農業振興センター所長  
長田区保健福祉部生活支援課長  
教育委員会事務局総務部学校経営支援課担当課長  
教育委員会事務局総務部学校環境整備課担当課長  
消防局総務部総務課長  
ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長  
ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①神戸市ホームページリニューアルに伴う問い合わせ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について
    - ②神戸市認知症診断助成制度及び自己救済制度の実施について
    - ③特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加及び住民基本台帳情報の利用について
    - ④指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について
    - ⑤農業経営収入保険システムの導入について
    - ⑥防犯カメラの設置について
    - ⑦Japan e-portfolio の利用及び生徒の学習活動に係る情報蓄積サービスの利用について
    - ⑧防犯カメラの設置について
    - ⑨神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について
  - (2) その他
    - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）  
（神戸市 住民基本台帳事務 全項目評価書）

(福祉情報システム 児童手当事務 全項目評価書)

(神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書)

②個人情報を取り扱う事務の届出について (報告)

## 5. 議事要旨

### (1) 審 議

①神戸市ホームページリニューアルに伴う問い合わせ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について

市長室広報戦略部広報課から、神戸市ホームページリニューアルに伴う問い合わせ管理システム及びアンケート管理システムの再構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 システムのデータの流れを確認させてください。お問い合わせ管理システムの方で、市民が入力したデータは CGI サーバに入力され、そのときにこの非公開領域に問い合わせ情報を一時保存し削除ということで、CMS サーバからデータが来るような図になっていますが、このトリガーはどこでかかるのですか。また、この問い合わせ情報というのはどうなっているのですか。市民が入力するのは CGI サーバで、(2)の矢印では、どんな情報がここに来ているのですか。

○広 報 課 まずトリガーですが、30分間隔で定期的に CMS サーバからインターネット接続系にある CGI サーバに情報を取りに行くという仕組みになっています。

○委 員 データの流れ的には、矢印が逆向きになっているということですか。

○広 報 課 CMS サーバから CGI サーバに繋げに行きまして、その情報を取得後、CGI サーバの情報を削除します。

○委 員 インターネット接続系から直接データを置きに来るのではなくて、CMS サーバから取りに行くということですか。そのため、アクセスが限られるのでセキュリティが高いという話に繋がるのですね。情動的にはそれがきちんと守られているということですね。

○広 報 課 そのとおりです。

- 委員 員 わかりました。もう一つ、担当課へ問い合わせがあった旨通知するメールというのは、どこから出ますか。
- 広報 課 これは LG-WAN 領域内において、CMS サーバから職員に対して送られます。
- 委員 員 問い合わせがあった旨、CMS サーバはどうやって知るのですか。要するに、問い合わせは市民から来るわけですが、問い合わせがあったときの情報の流れがこの図からは分からないのですが。
- 広報 課 問い合わせがあったときに、データを LG-WAN 接続系内に格納した際に、問い合わせ内容のメールを職員の方に CMS サーバから通知する仕組みです。
- 委員 員 わかりました。(2) の矢印で問い合わせがきたとき、それがトリガーとなって同時に、ということですね。
- 広報 課 そのとおりです。
- 委員 員 この 10 ページと 11 ページの図ですが、プロセスの流れは分かるのですが、データの流れはどうなっているのでしょうか。例えば、CGI サーバに入力フォームがあって、データベースに行く線が無いようですが。
- 広報 課 利用者の方は、CGI サーバにある入力フォームに入力することになります。入力したデータは非公開領域に一時的に保存され、30 分間隔で CMS から飛びます。
- 委員 員 PHP から来ている矢印ですが、私の感覚では両方へ向かう矢印が必要です。これがあるとデータの流れが理解できます。それと、非公開領域の問い合わせ情報のところ、ジョブの流れとデータの流れが混乱しているので、ここにシリンダーを表示しておけば分かりやすいです。また、個人情報メールアドレスくらいかなと思っていたのですが、6 ページのところ住所とか可能でしたら書いてくださいとある。これは、問い合わせ情報が一覧表になって帳票出力されますか。
- 広報 課 出力されます。
- 委員 員 プリントアウトされるのですか。

- 広 報 課 CSV ファイルとしては問い合わせ一覧で出力可能です。
- 委 員 削除時はシュレッターにかけるとか、USB で持って行かないようにするとか、ひと言書いておくべきではないでしょうか。
- 広 報 課 わかりました。
- 委 員 問い合わせ画面の方では性別の中に「選択しない」という項目が設けられていますが、アンケートの画面の方は男性・女性のみです。ここはどのように設定される予定なのでしょう。
- 広 報 課 アンケートの選択肢は、任意に設定することができます。図ではサンプルとして男性・女性となっていますが、実際には選択肢を設けたいと思います。
- 委 員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
今、各委員から指摘があった箇所について、資料の修正をお願いします。  
問合せやアンケートの受付・回答を行うに当たり、問合せ管理システム及びアンケート管理システムを改修して、市役所内部の LG - WAN が外部からの攻撃をより受けにくい通信方式に改修すること、問合せ状況の一覧表示機能や CMS から直接回答できる機能を付加することは、セキュリティの向上、及び回答の遅延防止と迅速化に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

## ②神戸市認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施について

保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、神戸市認知症診断助成制度及び事故救済制度の実施に伴い、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 22 ページの図では、データのいうと、市民から個人情報を含むようなデータをまず取り、いきいきサポートシステムは安全なサーバの中にあると思うのですが、そこで処理し、一部は他システムとの連携もします。その後の処理ですが、パンチ業者についてはどう考えたらよいのですか。ここへはどんなデータが出て行くのですか。

- 介護保険課 健診の結果があがってきます。第1段階、および第2段階とも、問診票であったり検査項目であったり。それをシステムへ入力していく予定ですが、項目数が多いため、健診者数にもよりますが、当初の予定の健診者数からして、毎月結構な数があがってくるので、パンチ業者に発注して入力してもらい一気に取り込む予定です。
- 委員 員 パンチ業者にしても印刷業者にしても、セキュリティについては徹底させるということですね。
- 介護保険課 はい。委託契約の中で徹底します。
- 委員 員 印刷業者は、印刷したものを市民に送付するところまでやるのですか。
- 介護保険課 そうです。当初申請してもらった分は市役所にて直営で行うよう考えていますが、受診勧奨で、後期高齢の75歳以上の方は認知症になるリスクがかなり上がりますので、次年度以降になります。後期高齢の方については受診勧奨でこちらから送らせていただこうかなと考えています。現在、神戸市に20万人以上おられますので、そこは外注で委託して受診券印刷して発送のところまで、業者にやってもらおうと考えています。
- 委員 員 この認知症診断システムを新たに3年間行われるわけですけど、基本的に、サポートするときには、そういったシステムと構造的に同じ仕様になっていると考えてよいですか。
- 介護保険課 はい。
- 委員 員 最初の受診のところ、65歳以上の方については申請してから、そして75歳以上の方は次年度以降に申請を待たずに、全ての方に送られるということですね。それで、受診すると受診結果がどうであったかは記載されると思うのですが、受診券の送付の際にその方たちにはそういう記載がされることを説明されるのでしょうか。自分が認知症であるかないかが記録されることになるわけですけど。
- 介護保険課 希望していない方に受診券を送付する場合は、特にそうだと思いますが、神戸市が記録させていただくこと、医療機関からも結果が届くことを、送付する全ての方に説明します。
- 委員 員 結果についても記録されることが、十分説明され明記されているということですね。

- 介護保険課 はい。
- 委員 知らないうちに自分の評価が載っているというのは、人によっては嫌だと思ってしまうので、どうかなと思いました。そこは説明がされて読んでいただける前提ということですね。
- 介護保険課 はい。
- 委員 事故救済制度ですが、2つありますね。事故が起こったときに、保険申請していたら神戸市負担で賠償の対象になると。もう一つが行方不明になったときの話になると思うのですが、21 ページの図で、入力というのは事故が起こったときは、1-1のところで加入申込みということになるのですね。GPS 利用申込みというのが2つ目の救済になるのでしょうか。
- 介護保険課 事故救済制度ですが、1-1の保険の方は既存の民間の賠償責任保険ですが、事故が起きたときに保険が利きますので、多額な負担を加害者側の認知症の方やご家族がしなくてもよいため保険です。事前の登録が必要ですので、受付をさせていただきます。事故がおきても安心ということですが、GPS も事前に申込をいただいたら、事故の防止や予防に役立つと思うのですが、財政的に、一部本人負担がありますが、初期費用は神戸市が一部負担し、GPS を持っていたら安心ということ。認知症と診断された方が対象ですので、当該制度で認知症と診断されれば、こういった制度をご利用いただけ、安心に繋がっていきます。一番左の下に給付金制度③というのがありますが、これは事前登録は一切なく、認知症患者の方が事故を起こした場合、普通は被害者に賠償をするのですが、認知症ということで賠償責任を負わないケースが過去にもあります。その際の被害者に対する救済制度、給付金見舞金として、被害者救済の視点で、認定すれば被害者の方に給付金が給付されるものです。こういったもので全方位的に、被害者の救済、加害者が負う多額の損害賠償を支援する。被害者と加害者の両方を支援させていただくという形です。GPS は事故防止ということですが、安心のためということ。
- 委員 それら3つの項目があったときに、認知症診断制度でできたデータが、事故救済制度で共有されるのでしょうか。その人が認知症か認知症ではないかという診断のみで、住所とかは共有はしないのでしょうか。
- 介護保険課 保険とGPS は事前登録ですので、神戸市の制度で第1段階・第2段階を経て診断されれば利用登録され、結びついていきます。診断を受けた方が加入ということで、紐付けてデータ管理させていただきます。給付金の方は被害

者にスポットを当てていますので、制度を受けた方以外の方も対象になります。

○委員 被害者が神戸市民である場合ですか。

○介護保険課 被害者の神戸市民を救うという制度ですので、逆に認知症の方が起こした事故は全て対象です。例えば、近隣都市の認知症患者の方が起こした事故も対象になるので、事前の管理は一切ありません。たまたまこの制度で認知症と診断された方が事故を起こすことも考えられますが、加害者要件としては認知症患者というだけです。市民要件はありません。

○委員 ということは、最初確認するとしたら、神戸市民か、そうでないかぐらいでしょうか。

○介護保険課 そうです。給付要件になってきます。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。認知症の方にやさしいまちづくりを進めるため、認知症の早期受診を支援する「診断助成制度」、及び認知症の方による事故の被害者を救済する「事故救済制度」等を実施することですが、そのために認知症の診断に関する個人情報収集し電子計算機処理することは、情報の確実な管理と事務の効率化に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

### ③特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加及び住民基本台帳情報の利用について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加及び住民基本台帳情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 図にもありますが、国保連合会から特定健診・特定保健指導情報というのはデータが来るだけで、今回に関しては、国保連合会に何か個人情報に絡むような情報提供をして、そのデータをくださいというわけではないのですね。

- 国保年金医療課 現在、私どもの情報を、国保連合会において構築しているシステムに登録しています。我々の情報の管理運用を国保連合会のシステム内で管理しています。それを媒体として提供を受けまして、今度はそれを市内部のシステムに取り込むということを、新たに行います。
- 委 員 そこで住民基本台帳を使って突合、管理するということですね。
- 国保年金医療課 そのとおりです。
- 委 員 このシステムは、今まであるシステムに付け加えて、データを外に出して行かなくて、新たに外から入ってくる情報もないのですよね。
- 国保年金医療課 そうです。現行の情報の管理を現行のシステムから市の別のシステムに入れるだけです。
- 委 員 この開発業者は以前と同じところですか。
- 国保年金医療課 こうべ健康いきいきサポートシステムを開発・運営している業者に委託する予定です。いわゆる全く新しいシステムではないのですが、データを、一つは既存のシステム内にデータベースを作ること、フレイル情報との連携を図ることで、二つの情報をもって効率的な保健指導を行うということです。
- 委 員 それは、中どおしでくつつけるということではないのですか。
- 国保年金医療課 今までではそれぞれのシステムを人の目で見えていました。今回は住民基本台帳を媒介に、一つのシステム内で同時に表示ができるので、そういうところは運用面でかなり効果的な保健指導の基礎資料が、これで得ることができます。そういう価値を新たに創出するという観点から、今回お諮りしているということです。
- 委 員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「特定健診・特定保健指導情報のフレイルチェックシステムへの情報項目の追加及び住民基本台帳情報の利用」については、40歳から74歳の神戸市国民健康保険被保険者を対象に実施する特定健診及びその結果に基づく特定保健指導のデータを、住民基本台帳情報と突合のうえ、フレイルチェックシステムに取込んで管理することは、生活習慣病・フレイル予防双方の観点に基づく継続的な保健指導に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、

個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について

環境局環境保全部環境保全指導課担当課長から、指定検査機関への神戸市浄化槽台帳情報の提供について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 例えば3ページには「職員が指定検査機関へ搬入する」と、次の個人情報の保護の項目では、「神戸市もしくは指定検査機関の職員」とありますね。さらにその一番下には「関係職員に対しては必要な研修指導を行う」との文言があります。この「職員」というのは全て同じ方を指しますか。すなわち、神戸市職員に限らず、指定検査機関の職員が運ぶかもしれないのでしょうか。もう一点は、関係職員に対して、というのは運ぶ職員だけではなく、大事なのは指定検査機関でこの業務に関与する職員だと思うのですが、そのあたりが明らかではないので、どうなっていますか。
- 環境保全指導課 搬入に関しましては、こちらが作るデータですので、原則的には私達が検査機関へ搬入することを考えています。また、その関係する機関というのは、当然データを渡して管理しますのは検査機関側になりますので、そのあたりの研修とかについては要請していきますし、やり方についてはこちら側で十分確認をとろうと思っております。
- 委員 そのあたりは、はっきりと資料に記載されておかれた方がよいと思います。
- 環境保全指導課 わかりました。
- 委員 法定検査は、現在、有料ですか無料ですか。
- 環境保全指導課 有料です。受益者負担となっております。
- 委員 了知していても、有料だから検査を受けないという人もいるのですか。
- 環境保全指導課 はい、そういうケースもあり、実際私達が指導を行っております。
- 委員 検査結果の通知ということでも、例えば、結果が悪い場合には、その先には指導されるのですか。

○環境保全指導課 結果につきまして、もちろん浄化槽管理者にも通知されますし、指定検査機関から行政にも報告をいただきます。その中で、適正、概ね適正、不適正という3段階の判定が出まして、不適正なものについては、私どもの方で浄化槽管理者へ指導という形をとっております。

○委員 最終的に指導を守らないとき、罰則はあるのですか。

○環境保全指導課 法律では、命令、罰則の規定までございます。

○委員 さきほどご指摘のあった、提供の方法のところ、3ページのところを見ると神戸市の職員と読めるのですが、もし神戸市の職員でない人、検査機関の職員なども考えているのであれば、表現を合わせていただいた方がよいと思います。

○環境保全指導課 指定検査機関の職員というのは、削除させていただきたいと思います。神戸市の職員が搬入ということで。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

浄化槽の設置届出時の情報を整備・保有している浄化槽台帳において、登載されている管理者等に関する情報を指定検査機関に提供し、指定検査機関から管理者に対して浄化槽の法定検査の受検を案内することは、受検率の向上が期待でき、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

#### ⑤農業経営収入保険システムの導入について

経済観光局農政部西農業振興センターから、農業経営収入保険システムの導入について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 加入申込数が非常に少ないですね。

○西農業振興センター 農家で青色申告をされているのは、全体の20～25パーセントぐらいといわれています。神戸市では約4,000戸あるのですが、青色申告されていても、任意の保険制度ですので、どれだけ入られるかというのは分からないところがあります。青色申告をしている方でも収入にはバラつきがあるので、農

業収入の販売高 1,000 万円以上の方とか、当然高い人ほどこういう保険に入ってみようかなという方がいらっしやると思います。それを加味しますと、だいたいこれぐらいの加入者数になるものと想定しています。

○委員 6 ページの図の話なのですが、現行の NOSAI システムの端末ですね、その下にある収入保険システムというのは、何でしょうか。現行 NOSAI システムと収入保険システムは、端末なのですか。

○西農業振興センター システムの中に新たに収入保険システムを組み込むというか、利用する形です。既存で農業共済制度がありまして、それは NOSAI システムで利用しています。これは県内ネットワークで県共済連合会が一括管理しています。これは専用回線で繋がっています。これとは別に収入保険システムが全国レベルであるのですが、これは県内ネットワークを利用して収入保険システムに接続していくということです。

○委員 ということは、破線で囲まれているところが収入保険システムですか。左側に収入保険システムとありますが、これは単にラベルということですか。データを表す線がありますが、一番右側にも収入保険システムがあるので、どこのデータがどこに流れているのか分かりません。説明では、収入保険システムが明示的に書かれてなかったように思ったので、どう解釈したらよいのでしょうか。

○西農業振興センター 収入保険システムは、全国農業共済組合連合会が用意するサーバ上にあるシステムです。ネットワークを介して神戸市に設置された端末からアクセスします。データは全てネットワークを介してデータサーバに保存されます。

○委員 それは農業ネットワークの向こうになるものではなく、現行の NOSAI システムの中に新設されるのですか。

○西農業振興センター そうではなくて、この県内ネットワークを介して収入保険システムにたどりついて、アクセスする形です。

○委員 この農業振興センターにある収入保険システムとは、農業保険ネットワークにある収入保険システムとは別のものですか。

○西農業振興センター 同じものです。収入保険システムに県内ネットワークを介してこちらからアクセスするというものです。

- 委員 農家の方が申請されて、タブレットかセンターの端末を操作するのですか。
- 西農業振興センター 申請者から青色申告書など5年分のデータをいただいて、神戸市の職員が収入保険システムにアクセスして、基準収入などを入力します。
- 委員 そのアクセスする収入保険システムとは、センターの中にあるものですか。
- 西農業振興センター クラウドにあります。
- 委員 あくまでも北・西農業振興センターの中にある収入保険システムというのは、クラウドにある収入保険システムにアクセスする端末、ということですね。
- 西農業振興センター そうです。
- 委員 個人情報の電算処理の制限というのが今回のテーマですから、どこを個人情報が行っているのか分からなかったの。ここでアクセスするとデータが右端まで行って、またセンターまで帰ってきて見ることができるというもので、経路についてはVPNなどで守られていて安全ですよ、ということですね。この図は、もう少し分かりやすい方がよいのでは。
- 西農業振興センター わかりました。
- 委員 タブレットについては、収入保険ネットワークに接続していますが、基本的に入力するもので、ここから情報を見るものではないということですか。
- 西農業振興センター タブレットはデータの入力と、入力したデータを見ることも可能です。
- 委員 センターにある端末は、いろんなデータを見れますね。タブレットの方でも同じように見えるのですか。
- 西農業振興センター 全部見れます。
- 委員 タブレットから他の人のデータは見れませんか。
- 西農業振興センター 職員しかそのタブレットは、使えません。職員が自ら持って行って、聞き取りながら入力していくための端末です。農家の方が、直接打ち込んだりするものではありません。直接大きなパソコンを持って出かけられないので、モバイルで打ち込めるようにということです。情報をいただいて入力すると

いう形になります。農家の方が、申請時に自ら端末に入力するわけではないです。

○委員 持ち歩くとなると、タブレットをどこかで落としたとして、それは容易に誰かが情報を見ることができないようにできるのですか。

○西農業振興センター パスワードを設定しております。

○委員 タブレットになってくると、ログインした状態で忘れて帰ったらどうなりますか。

○西農業振興センター ある一定時間経てばロックがかかります。また、そういうことがないように二人で移動するなど徹底いたします。

○委員 固定端末の場合は、入力できる人は制限されているわけですね。

○西農業振興センター はい。タブレットの方も同じように制限されております。

○委員 農家の庭先にあるのは、いままで例がなかったので。移動すれば忘れるというのは、どんなに気をつけても起こらないわけではないので。誰でもが入れないようになっているのでしょうか。

○委員 タブレットのセキュリティについて、「個人情報の保護」に記載するかどうかご検討ください。

○西農業振興センター 分かりました。

○委員 他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
農業収入の減少の一部を補填する目的で創設された農業経営収入保険の事務の遂行に当たり、農業経営収入保険システムを導入し、農業収入等に関する個人情報を電子計算機処理することは、農業経営者に対する制度の周知と加入希望者の円滑な手続きの促進に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思っております。

#### ⑥防犯カメラの設置について

長田区保健福祉部生活支援課から、防犯カメラの設置について、条例第7条（収集の制限）

に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 複写の制限とデータの二次利用についてはいかがですか。資料をざっと見て見当たらなかったのですが、書いた方がよいのではないのでしょうか。
- 生活支援課 複写の制限に関しては、8ページの要綱第8条第3項に、「記録データは防犯カメラから出力して他の記録媒体に複写してはならない。」とあります。
- 委員 二次利用の方はどうですか。我々の場合だと、何かの都合でデータをもらって、その後研究発表してしまうケースがあります。二次利用については書いておいた方がよいと思います。複写がなければ二次利用もないという考え方もありますが、動画を静止画にしてしまっただけで利用するということがありますから。
- 事務局 資料の4ページの(3)のところで、利用提供の制限という二次利用についてということになりますと、まずは目的の範囲を超えては利用しないということになります。それと、ア～エということで、基本的には個人情報保護条例第9条第1項の各号に掲げることになってきますので、ご指摘のような全くそぐわないような利用というのは想定されていないものです。条例第9条は、法令に規定がある場合、本人の同意がある場合、人の生命・身体に危険があつて緊急かつやむを得ない場合、保護審議会に意見を聞いて行う場合、ということに限られますので、その面で縛られていると思います。
- 委員 要綱にもすでに入っていると思いますが、例えば4ページの(1)のウで防犯カメラ装置の画像音声及び記録データとあります。画像音声と記録データが並んでいるのですが、画像音声を記録しているものが記録データという解釈ではなくて、何か記録する前に画像音声として別のものがあつて、それを別に移すという概念なのではないのでしょうか。例えば、記録データを複写するか、若干気になりました。何をもちいて画像データと呼んでいるのか、何をもちいて記録データとしているのか、この文章だけでは想像しにくいように思います。
- 生活支援課 分かりました。
- 委員 さきほどご指摘された目的外利用の件ですが、7ページの要綱第8条冒頭

で、記録データは第1条に定める目的の範囲を超えて提供してはならないとあります。

- 委員 それだけでは不十分と思いましたが、でも、4ページの保護条例第9条1項で守られているということで、理解しました。
- 委員 他にご意見がないようでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
長田区保健福祉部生活福祉課に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、市民の安全確保の観点から、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 事務局 今回、長田区生活支援課の方で防犯カメラを設置したいとして諮問があったわけですが、平成29年12月には同様に中央区の方で防犯カメラを設置したいということで諮問があり承認いただいた経緯があります。その他に7区あります。それから2支所ありまして、そういった部署におきましても防犯カメラを付けたいという希望が出た際に、同様の目的と運用を前提として設置する場合について、典型的に取り扱わせていただくということについては、いかがでしょうか。
- 委員 同じような案件が今後も予想されるので、防犯カメラの設置については類型化を図るということですか。
- 委員 今回、類型化の承認を得ようとしているということですか。
- 事務局 同様の案件があった場合に典型的に判断させていただいて、お認めいただいたものとして取り扱わせていただきたいのですが。
- 委員 類型化をするということですか。類型とするなら一覧表を設けた方がよいのではないですか。
- 事務局 いままでも二通りありまして、実施機関全てに共通するものについては類型一覧表として承認いただいております。それとは別に、個別具体的なものについて答申の中で反映させていただいているものもあります。
- 委員 設置する防犯カメラの数が今後かなり増えるのであれば、それをきっちり承認しておいた方が、今回の答申の中ですぐやってしまうよりもいいかな

と思うのですが。

- 事務局 実施機関として広く書かせていただいた方がいいのか、あるいは、今回と同様の場合に限った方がよいのか、ということもございます。
- 委員 類型化して、同様な条件であれば認める、ということですね。
- 委員 監視カメラの設置を一般的に類型化するというのは、少し適用が広すぎると思います。限定付きでの類型化ということになるのでしょうか。いま事務局が言われたのは、今回の答申の中で取り扱うということですか。
- 事務局 今回と同様の場合について、ということで、答申の中で記述させていただいてはどうかと。
- 委員 限定つきであれば反対はしないです。
- 委員 では、本諮問と同様の場合について、建物内への設置を認めるという形で。以降はそれを類型として使えるような答申とすることにします。

⑦Japan e-portfolio の利用及び生徒の学習活動に係る情報蓄積サービスの利用について

教育委員会事務局総務部学校経営支援課から、Japan e-portfolio の利用及び生徒の学習活動に係る情報蓄積サービスの利用について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）及び条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 名前を乱数にして分からないようにすると書いてありますが、Japan e-portfolio ではなくて、学習情報蓄積サービスは神戸市立高校特有のポートフォリオということですか。
- 学校経営支援課 民間事業者のサービスなので、神戸市立校特有というわけではありません。
- 委員 民間事業者が名前を乱数にしますというシステムで設計をしているということですか。
- 学校経営支援課 ID で学年学校クラス番号が分かると、おそらく個人が特定されて、名前も書いてあると中の情報が全部見えてしまうので、ID とパスワードだけで守るのはちょっとレベルが低いと判断しまして、まず ID を乱数にして、学年

やクラスが分からないようにすると。教員に、番号や名前が見えないということで、多少の負荷をかけることにはなるのですが、セキュリティを考えてそういう運用にさせてもらおうと考えているところです。

- 委員 将来的に Japan e-portfolio と現行のデータベースを接続させるとき、データを一意にするための必ず何かキーをつけると思うのですが、名前を乱数に変更してしまうと、同姓同名の生徒のデータが突合できず、不都合な状態になりませんか。
- 学校経営支援課 名前を元に一定のロジックで乱数化したものを使うのではなく、単に名前の代わりに乱数化した文字を使いますという意味です。ID を乱数にして名前を空白にするイメージとだけ思っただけであれば、と思います。
- 委員 わかりました。もう一つは、生徒も Japan e-portfolio にアクセスできるということですか。
- 学校経営支援課 生徒からもアクセスできるようになります。最後、出願する大学名とかは直接 Japan e-portfolio に入力して、そこに入れたものを大学側から参照できることになりますので、オンライン接続させていただきます。
- 委員 矢印の方向が双方向になっているのが気になりました。これはディスプレイ上に自分の情報が見れるということですか。
- 学校経営支援課 そうです。ウェブの画面で自分の情報を参照する。先生が生徒の情報を参照するという意味での矢印です。
- 委員 先生が自宅からシステムに入れるようになっていなければよいのですが、入れるのですか。
- 学校経営支援課 IP アドレスで制限できます。また、Japan e-portfolio のデータセンターにアクセスするための特定の定義されたファイルがあり、基本的に、学校にインストールして、それを知らなければ、他の端末からは繋がらないという仕様になっています。
- 委員 わかりました。
- 委員 乱数を使うとうかがいましたが、先生側からはこの人がどの生徒かは分かるように紐付けられているのですか。

- 学校経営支援課      どの ID が誰という対照表は、学校の中で作って管理してもらおうと考えています。
- 委            員      対照表の管理は、どのようになるのでしょうか。
- 学校経営支援課      乱数表の管理については、重要書類とか個人情報とかと同じように、机の引き出しに入れて鍵をかけるなどの管理をすることになります。
- 委            員      テキストにするのですか。データベースの中に置くのではなくて。
- 学校経営支援課      システム上はアクセス権限がある人しか見れないよう、一定のセキュリティはかけています。しかし、利便性の面から印刷物として出力して保持することも考えられますので、その際には第三者の目に触れないよう学校側と管理・運用の面を詰めていきたいと思います。
- 委            員      運用上の保護の④の、「教員は学校外から Japan e-portfolio に接続しない。」となっていますが、接続できないのですか。それとも接続はできるのですが、運用として接続してはならないことにしているのですか。
- 学校経営支援課      IP アドレスの発信元の制限と、接続するための定義ファイルを取り込んだパソコンからのみ接続可能ということで、一定のセキュリティはかけています。また、運用上のルールとして学校外からはアクセスしないよう、違反したら服務等の処分に入れるように、ルール化しておこうと考えているところです。
- 委            員      VPN は使えないのですか。
- 学校経営支援課      Japan e-portfolio のデータセンターは、現在、VPN を認めてくれない状態です。VPN が使えるよう要望を上げているところです。
- 委            員      他にご質問がございましたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
神戸市立高等学校において、生徒の学習状況、取得した資格、生徒会等の活動記録等を蓄積する Japan e-Portfolio を利用することは、今後の大学入学者選抜において不可欠であること、また、生徒の学習時間の記録や自主的に取り組める Web ドリル・テスト・アンケート・掲示板などの機能を有する学習情報蓄積サービスを利用することは、生徒の学力の向上や、教員・生徒・保護者間で効率的にコミュニケーションを図ることに寄与するものであり、公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底

される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑧防犯カメラの設置について

教育委員会事務局総務部学校環境整備課から、防犯カメラの設置について、条例第7条(収集の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 防犯カメラを設置するのは全て市有地ですか。市有地以外もあるのですか。
- 学校環境整備課 今はありませんが、今後県有地などが出てくる可能性がありますので、市有地等とさせていただきます。
- 委員 防犯カメラを設置する場合、通常、大きな問題に至らなくても、防犯上の何らかの弊害が過去に発生しかけたという事態、問題意識があつてのことが多いのですが、この件に関してはいかがでしょうか。
- 学校環境整備課 公園管理に関しては、公園管理者がカメラを設置したり、自治会が設置したりするケースが結構ございますが、管理権限がありませんので、いま教育委員会で付けることができません。公園ですので、誰でも自由に入れますから、不審者への抑止力も兼ねて、今回設置させてもらおうと。
- 委員 過去に何らかの問題が発生したことがあるのですか。
- 学校環境整備課 使っている箇所が少ないので、いま現在では発生したことはございません。
- 委員 そうすると、予防的なことということですか。
- 学校環境整備課 池田小学校の事件以来、学校側も敏感になっておりますので。学校内でしたら、小学校とかは門を閉めておりますので、通常は侵入しないのですが、公園の場合は自由利用が原則でそういう仕切りができませんので、こういう抑止力を期待して付けさせていただこうと考えております。
- 委員 設置箇所は何箇所くらいを想定していますか。
- 学校環境整備課 今すぐには2箇所くらいを考えています。具体的には、垂水区の舞多聞小学校に隣接しております多聞南公園、それから北区の長尾小学校に隣接して

おります菅生公園を想定しております。それ以外にも、近隣の公園等が使えないかという話がありまして、今後増えてくると思われますので、限定せずに今回諮問させていただいております。もちろん公園ですので、公園管理者の許可を取った上でという形になってきます。

- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 神戸市立学校周辺の都市公園等の市有地において、児童生徒が運動場の代替地として使用する場合に、防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、児童生徒及び教員の安全確保の観点から、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

#### ⑨神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について

消防局総務部総務課から神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について、条例第7条（収集の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 多言語化はされないのですか。
- 総務課 日本語だけを考えております。
- 委員 音声認識が出来ない場合、人間が対応するのですか。
- 総務課 全てロボット対応です。
- 委員 その場合、最終的に通話は切れてしまうのでしょうか。
- 総務課 結果的には、そうなることになると思います。
- 委員 関西弁の応答は認識可能ですか。
- 総務課 候補としてお聞きする内容が「町名はどこですか」、とか、そういう聞き方にしますので、答える内容が絞り込まれるように設定します。その絞り込まれた中で、例えば「車椅子、リクライニング車椅子、ストレッチャーが必要ですか」との問いで、「はい」と答えるか、「いります」と答えるか、そうい

う候補は洗い出ししております。できるだけ出てくる答えが絞り込まれるような質問の設定にしています。

- 委員 これは民間の利用だから有料の搬送サービスなのですね。
- 総務課 そうです。搬送そのものは有料です。システムに電話いただくのは、通話料のみ費用がかかります。システムを運用する費用は、消防局の方で予算措置をして確保している状況です。
- 委員 搬送料はどれぐらいを設定されているとか決まっているのですか。
- 総務課 搬送料金は、各事業者が近畿運輸局に認可申請されているので、消防局としては管理しておりません。各事業者でサービス内容に応じて料金を設定されておられますが、それも自由の状態です。大まかな料金というのは、各事業者で算出することはおそらく可能なのですが、例えばそれがすごく高くなってしまう場合には、事業者によって顧客と直接話をして、サービスするというの是一般に交渉の中で行われているようです。
- 委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
病院へ行きたい市民が、民間搬送事業者を簡単に選べるためのコールセンターを整備して、緊急性が低い場合の移動手段として民間搬送事業者の利用を促すため、必要とされる個人情報の収集と電子計算機処理を行うことは、市民サービスの向上に資すると認められ、また救急車の適正利用の観点からも公益に資すると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、15件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については全て妥当として結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただきます。

## (2) その他

### ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

部会長から、3件の特定個人情報保護評価書の記載内容変更箇所についての説明がなされた。

- 委員 この度、マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う3件の事務について、事務の変更に伴い、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」に該当する記載

内容の変更がありましたので、去る12月17日に点検部会を開催しました。審議の結果、点検部会としましては、一部に記載の表現の変更を指摘したうえで、いずれの変更箇所におきましても「妥当」と判断いたしました。なお、答申書はお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

②個人情報を取り扱う事務の届出について（報告）

事務局から、平成29年度にかかる個人情報を取り扱う事務の届出について、説明がなされた。

- 委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし。）
- 委員 それでは、これもちまして、第89回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。